



【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

## 2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はいるが十分ではない** / 担い手がない

## 3. 将来の農地利用のあり方

| 取組事項                     | 対応 |   |
|--------------------------|----|---|
| 担い手に集積・集約化する             | ○  | 農業振興地域を中心に継続して担い手への農地の集積・集約化を推進し、担い手の分散錯圖の解消を図っていく。 |
| 担い手の分散錯圖を解消する            | ○  |   |
| 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する |    |   |
| 耕作放棄地を解消する               | ○  |   |
| その他[右欄に自由に記載]            | ○  |   |

## 4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

| 取組事項  | 対応 |  |
|---|----|--|
| 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける                     | ○  | 農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、関係機関と連携して農地中間管理機構の活用を図っていく。 |
| 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける              |    |  |
| 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける | ○  |  |
| その他[右欄に自由に記載]                                     |    |  |

### 5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができ

| 近い将来農地の出し手となる農業者<br>(氏名) | 年齢 | 現状<br>〔平成27年度〕 |                     | 計画<br>〔平成32年度〕 |                     | 利用しなくなる<br>農地面積 | 農地中間管理機構への貸付け希望の有無 |      |
|--------------------------|----|----------------|---------------------|----------------|---------------------|-----------------|--------------------|------|
|                          |    | 経営内容<br>(作目)   | 経営規模の合計<br>(ha、頭数等) | 経営内容<br>(作目)   | 経営規模の合計<br>(ha、頭数等) |                 | 農地面積               | 貸付時期 |
|                          | 才  |                | ha                  |                | ha                  | ha              |                    | ha   |
|                          | 才  |                | ha                  |                | ha                  | ha              |                    | ha   |
|                          | 才  |                | ha                  |                | ha                  | ha              |                    | ha   |
|                          | 才  |                | ha                  |                | ha                  | ha              |                    | ha   |
|                          | 才  |                | ha                  |                | ha                  | ha              |                    | ha   |

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

### 6. 今後の地域農業のあり方

| 今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて) |    |  |
|---------------------------------------|----|--|
| 取組事項                                  | 対応 | コメント   |
| 生産品目の明確化                              | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心的経営体は、水稻を主体に野菜を組み入れた複合経営に取り組み、農畜産物の加工・販売により地域の生産体制を支</li> <li>・当地区において兼業化並びに高齢化が進み担い手が不足しているため中心的経営体に農地の利用集積により、地域農業の</li> <li>・6次産業化による農産物の高付加価値化を図る。</li> <li>・行政、農協等と連携を密にし、新規就農者の定着を図る。</li> </ul> |
| 複 合 化                                 | ○  |  |
| 6 次 産 業 化                             | ○  |  |
| 高 付 加 価 値 化                           | ○  |  |
| 新 規 就 農 の 促 進                         | ○  |  |
| そ の 他 [ ]                             |    |  |